

ウインターキャンペーン

2016

期間1年

年 **0.10%**
(税引後 年0.07%)

JAかとりで
気持ちも家計もあつたか
ウインター!

キャンペーン定期貯金
新たなご資金で定期貯金30万円以上
ご契約いただいた方に

期間3年

年 **0.20%**
(税引後 年0.15%)

さらに!

期間中、新たにJAとお取引いただき、
キャンペーン定期貯金をご契約いただいた
お客さま、先着180名様に

JAバンクオリジナル
CHORIS & CRAY-PAS

ブランケット

をプレゼント!



©もよりス

なお、金利情勢によって上記金利は変更となる場合があります。

例えば、平成28年11月1日に100万円を3年もの定期貯金(複利型)にお預入れの場合、満期時(平成31年11月1日)の受取利息は、税引後4,792円となります。

〈商品概要〉◆貯金の種類:預入期間1年・3年の定期貯金 ◆お預入金額:30万円以上 ◆適用金利:1年定期貯金 年0.10%・3年定期貯金 年0.20% (いずれも初回満期日以降は店頭表示金利が適用されます。) ◆お取扱対象:個人の方に限ります。◆対象資金:新たなご資金に限ります。*新たなご資金とは、期間中に現金(小切手)・振込み等によりお預入れされたご資金です(既に当JAにお預入れの定期貯金等の満期資金、ご解約資金等によるお預替は対象外)。◆中途解約:期限前の解約はできません。やむを得ず解約された場合は所定の中途解約利率が適用されます。◆東日本大震災の復興財源を確保するための復興特別所得税を付加した20.315%分の税金が差し引かれます。なお、税引後の金利は、小数点第3位以下切捨てにて表示しております。

平成28年10月1日より、マネー・ロンダリング対策強化のため金融機関の窓口などでの取引時の確認方法が変わりました。顔写真の無い本人確認書類(健康保険証、年金手帳等)を金融機関に提示する場合、次の確認が必要となります。[健康保険証等の提示+別の本人確認書類(住民票の写し等)の提示、または現住所の記載がある公共料金の領収書等の提示など]

冬の貯金・年金はJAへ。詳しい商品内容は店頭またはホームページの説明書をご覧ください。
お問い合わせ・お申込みは各窓口までお気軽に!



下総支店 tel.0476-96-0006
神崎支店 tel.0478-72-2131
大栄支店 tel.0476-73-4411

小見川支店 tel.0478-82-2151
山田支店 tel.0478-78-4433

東庄支店 tel.0478-86-3431
栗源支店 tel.0478-75-2411

「JAとのお取引はこれから」というお客さまもお気軽にご相談ください

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(平成 28 年 11 月 1 日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期貯金＜単利型＞ 「JAバンク千葉 ウィンターキャンペーン 2016」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方
期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1 年 自動継続のみの取扱いになります。
募集期間	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 11 月 1 日（火）～平成 28 年 12 月 30 日（金）
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 30 万円以上 1 円単位
預入条件	<ul style="list-style-type: none"> 新たなお資金※に限ります。 当組合の定期貯金等の満期資金、解約資金等による預け替えは対象外とします。 ※新たなお資金とは、期間中に現金（小切手）・振込等により入金があったお資金です。
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 成約時に年 0.10%の約定利率を初回のみ満期日まで適用します。ただし、継続後の適用金利は継続日当日の店頭表示金利となります。 満期日に一括して支払います。 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 金利は店頭の金利表示ボード等に表示しています。または、窓口にお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <p>① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%</p> <p>ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>

貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話：0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JAバンク相談所(電話：043-243-0011)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または千葉県JAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター (電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3581-2249)</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・この定期貯金は原則として満期日前に中途解約することは出来ません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜複利型＞

(平成 28 年 11 月 1 日現在)

商品名	・スーパー定期貯金＜複利型＞ 「JAバンク千葉 ウィンターキャンペーン 2016」
ご利用いただける方	・個人の方
期間	・定型方式 3年 ・自動継続のみの取扱いになります。
募集期間	・平成 28 年 11 月 1 日（火）～平成 28 年 12 月 30 日（金）
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・30 万円以上 ・1 円単位
預入条件	・新たなご資金※に限ります。 ・当組合の定期貯金等の満期資金、解約資金等による預け替えは対象外とします。 ※新たなご資金とは、期間中に現金（小切手）・振込等により入金があったご資金です。
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・成約時に年 0.20%の約定利率を初回のみ満期日まで適用します。ただし、継続後の適用金利は継続日当日の店頭表示金利となります。 ・満期日に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボード等に表示しています。または、窓口にお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が 3 年の場合 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60%

	<p>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>
<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：0478-70-7715）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JAバンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または千葉県JAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター （電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・この定期貯金は原則として満期日前に中途解約することは出来ません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。